

◎新潟県告示第868号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、六九地区土地改良事業共同施行から区画整理事業六九地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成30年8月7日

新潟県新発田地域振興局長